

電 力 情 報

NO. 40

平成 21 年 9 月 9 日
東 北 電 力 （ 株 ）

東通原子力発電所 1 号機の第 3 回定期検査について

東通原子力発電所 1 号機は、平成 21 年 9 月 12 日より約 4 ヶ月の予定で、第 3 回定期検査を実施いたします。

定期検査^{※1}は電気事業法に基づき、原子炉およびその附属設備等が国の定める技術基準に適合し、健全性が確保されていることを確認するために実施するものです。

あわせて、定期事業者検査^{※1}を実施するとともに定期安全管理審査^{※2}を受審いたします。

今回の定期検査では、燃料集合体の取替えや制御棒駆動機構の点検、出力領域モニタの取替え、復水器細管の点検等を実施することとしております。

今回の定期検査の概要は別紙のとおりです。

以 上

<東通原子力発電所 1 号機の概要>

- ・ 所 在 地 青森県下北郡東通村
- ・ 電 気 出 力 110 万キロワット
- ・ 原子炉型式 沸騰水型軽水炉（BWR）
- ・ 運 転 開 始 平成 17 年 12 月 8 日

※1 改正電気事業法（平成 15 年 10 月 1 日施行）により、従来、国が実施してきた定期検査および電気事業者が実施してきた自主点検を合わせて、定期事業者検査として位置付け、検査結果を記録・保存することなどが新たに義務付けられている。また、定期事業者検査の一部について原子力安全・保安院または独立行政法人原子力安全基盤機構による立会や記録確認が実施され、これが定期検査と位置付けられている。

※2 定期事業者検査に関して事業者の組織、体制、検査方法などについて独立行政法人原子力安全基盤機構が審査し、その審査結果に基づき原子力安全・保安院が電気事業者の検査実施体制を評価する制度。